

伊勢崎あすか幼稚舎
重要事項説明書

2025年4月改訂

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 宮郷会
所 在 地	伊勢崎市田中島町489番地1
電 話 番 号	0270-24-1761
代 表 者 職 氏 名	理事長 六本木 摩美

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	伊勢崎あすか幼稚舎		
施 設 の 所 在 地	伊勢崎市波志江町1596-3		
電 話 番 号	0270-21-5225		
施 設 長	園長 六本木 隆仁 (伊勢崎市堀口町706)		
受 入 年 齢	2歳児から5歳児		
利 用 定 員	1号認定	2号認定	3号認定
	74名	61名	19名
開 設 年 月 日	平成28年4月1日		

3 施設の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としています。

当園の運営方針は、次のとおりです。

- (1) 子どもの生活の場として一人一人の生活リズムに配慮し、自然な活動の中で子どもを育てる。
- (2) 健康で幸せな生活のために必要な基本的な習慣を養うとともに、運動能力を高める。
- (3) 集団生活を通じて、自主・自律・協同の精神を養うとともに、周りの人への温かな心を育む。
- (4) 身近な社会生活や自然への興味を養い、様々な体験を通じて理解力や思考力を培う。
- (5) 豊かな知性を育むための様々な活動を展開し、問題解決意欲・能力を育む。
- (6) 音楽・身体による表現・造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽ばえを養う。

4 建物・設備の概要

園 舎	構造	木造平屋建	木造平屋建
	面積	832.24 m ²	67.07 m ²
	築年月	2019年3月	2019年3月
	設備	保育室（9室）、 トイレ、調理室 等	事務室兼保健室
園 庭 面 積		2096.14 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
副園長	1人	園長の補佐
保育教諭	14人以上	教育・保育業務
調理員	2人	給食調理
事務員	1人	事務
園医	1人	健康管理、定期健康診断
園歯科医	1人	健康管理、定期歯科検診
園薬剤師	1人	環境衛生の維持改善に関する指導助言

※職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって変動する場合があります。

6 教育及び保育の提供を行う日

(1) 1号認定を受けた子どもの場合

教育の提供日は、祝祭日を除く月曜から金曜とします。

その他、夏季休園（お盆の時期の3週間程度）、冬季休園（年末年始の前後1週間程度）、春季休園（入園式前の2週間程度）とします。

(2) 2号認定または3号認定を受けた子どもの場合

教育及び保育の提供日は、月曜から土曜とします。

土曜保育の利用にあたっては、事前に申請書の提出を必要とします。

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休園日とします。

7 教育及び保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 教育標準時間認定を受けた子どもの場合

9時から15時を教育標準時間（共通利用時間）とします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない利用により保育を必要とする場合は、7時30分から8時30分まで、15時30分から17時30分までの範囲内で預かり保育を行います。また、学期については以下のとおりとします。

1学期は4月1日から7月31日まで

2学期は8月1日から12月31日まで

3学期は1月1日から3月31日まで

(2) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

(3) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します。(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、時間外保育料が必要となります。)

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、教育及び保育の提供を行います。

(2) 食事の提供

2歳児には、午前の間食、自園調理による昼食、午後の間食を提供します。

3歳以上児には、外部搬入による昼食、午後の間食を提供します。

食物アレルギーへの対応は、医師の診断にしたがい、集団給食で可能な範囲で取り組み、代替もしくは除去を基本とします。

(3) 一時預かり事業の実施

保育を受けることが困難になった2歳以上児を一時的に預かります。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 入園

1号認定こどもの入園選考については、原則として先着順とします。

ただし、兄弟姉妹が在園している場合は、優先して入園を認めます。

2号認定、3号認定こどもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

利用期間の途中で退園を希望する場合は、退園希望月の1か月前までに退園届を提出してください。

園長は、次のいずれかに該当する場合は、児童を退園させることができます。

ア 市町村が利用を取り消したとき

イ 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき

ウ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1か月前までに転園届を提出してください。

(4) 休園

児童が伝染病に罹患する等、教育・保育に重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

(5) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	松田医院
医師名	松田 武徳
所在地	伊勢崎市田中島町1186
電話番号	0270-61-9515

(2) 歯科

医療機関の名称	下山歯科医院
歯科医師名	下山 晴樹
所在地	伊勢崎市市場町2-456-5
電話番号	0270-63-1960

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック ・水と乾パンを備蓄
緊急時の伝言方法	保護者への電話連絡、HPに対応を随時掲載など
避難場所	園庭・駐車場（1次）→伊勢崎商業高等学校（2次）

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待等の防止を図るため、園長を責任者として必要な体制の整備を行うとともに、職員に対して研修や個々の保育の振り返りを実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者 副園長 下田由香里 ・苦情解決責任者 園長 六本木隆仁 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。	
第三者委員	岡本 英一	電話番号 0270-25-2927
		役職・肩書等 法人理事
第三者委員	徳江 裕	電話番号 090-2165-2912
		役職・肩書等 元小学校校長

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 障害見舞金 3,770万円～82万円 死亡見舞金 2,800万円
保険の種類	東京海上日動火災保険(株)の賠償責任保険
保険の内容	対人1名 100,000千円 1事故 700,000千円 対物1事故 2,000千円

17 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(守秘義務について)

- ・当園の職員は、業務上知り得た子どもや保護者の秘密を保持します。
- ・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持します。
- ・職員でなくなった後においても、上記の秘密を保持します。

(個人情報の取り扱いについて)

- ・個人情報は、利用契約書・同意書に記載のとおり、必要最小限の範囲内において使用します。

18 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項	1. 当園では、敷地内全ての場所において禁煙です。 2. 当園内において、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
------	--

(別表)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号認定こどもに係る 預かり保育料	早朝保育(7:30~8:30)、延長保育(15:30~17:30)の保育料として負担いただくもの。	1時間あたり2,000円/月もしくは300円/回
2・3号認定こども(短時間)に係る延長保育料	早朝保育(7:30~8:30)、延長保育(16:30~18:30)の保育料として負担いただくもの。	1時間あたり2,000円/月もしくは300円/回
主食代 (1号・2号認定こども)	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額1,000円
副食代 (1号認定こども)	3歳以上の1号認定児童に提供する副食代を実費で御負担いただくもの (免除対象者を除く)	月額4,500円
副食代 (2号認定こども)	3歳以上の2号認定児童に提供する副食代を実費で御負担いただくもの (免除対象者を除く)	月額5,500円
制服 ランドセル 体操着 カラーキャップ 教材セット プリントペーパー代 月刊誌代 行事参加費 写真代など	入園時や保育に必要な時に実費で負担いただくもの ※ただし、納入価格の変動により変更あり	実費分 実費分 実費分 実費分 実費分 実費分 実費分 実費分 実費分
遊戯会やコンサート等の特別な行事に係る費用	ホールや設備の使用料、運送料などの実費相当額の負担を求めるもの。	年度5,000円
保護者会費	保護者会の活動費として負担を求めるもの。	月額1,000円

(備考)

教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要と認められる利用者負担(上乘せ)について、下記のとおり負担を求める。

施設整備費	施設整備(主として園舎の建築)に要した費用として負担を求めるもの。	月額10,000円 (同時在園の第2子以降は5,000円)
-------	-----------------------------------	----------------------------------